平成２５年（フ）第７００号
神戸市須磨区北落合４丁目37番15―108号
破産者　橋本　徹男
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５１号
神戸市西区福吉台２丁目24番地の３
破産者　小西　紀史
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２４２号
神戸市西区井吹台東町６丁目６番地の19
破産者　淺野　悦子（旧姓古賀）
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
島根県出雲市上塩冶町2834番地55　ジュネスビバーチェ131、前住所島根県出雲市小山町357番地
破産者　尾堂　明美（旧姓阿部）
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第９号
香川県三豊市仁尾町仁尾丁327番地、開始決定時の住所香川県三豊市仁尾町仁尾丁223番地６
破産者　大井　将世
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第１９９号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯１丁目51番３号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市西陵６丁目15番15号
破産者　比良　信行
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３２２号
北海道名寄市風連町字旭2170番地
破産者　西村　隆司
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７５号
福島県郡山市名倉261番１、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市並木１丁目１番地６号　八光第２マンション102号、住民票上の住所福島県双葉郡富岡町大字本岡字清水前188番地
破産者　福田　利勝
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１７１７号
横浜市中区長者町８丁目136番地　松本ビル42号
破産者　猪又　孝子
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６３号
静岡県牧之原市新庄1792番地の１　グループホーム相良の家、住民票上の住所静岡県牧之原市細江2234番地１　リンピアＥＡＳＴ202
破産者　松下　恭年
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１３号
静岡県浜松市東区大島町1381番地
破産者　仲山　三男
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３３８号
静岡県浜松市西区古人見町1432番地の23、開始決定時の住所静岡県浜松市西区大人見町12―302
破産者　庄司正三九
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５２７号
静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島522番地の99
破産者　清水　　彰
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５７７号
静岡県磐田市見付2157番地１、住民票上の住所静岡県磐田市見付5848番地５
破産者　川本　賢二
法定代理人成年後見人　名波　直紀
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１６０９号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地第１号棟第705号室、住民票上の住所京都市伏見区日野野色町90番地の１
破産者　忍田　守郎
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
京都市北区紫野下柏野町46番地の２
破産者　髙橋　勇人
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係